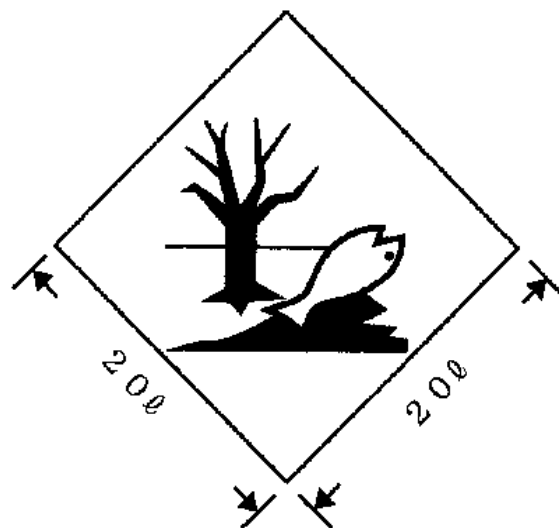


第4号の2様式（第37条の17関係）（平26国交令98・全改、平28国交令89・一部改正）

（注1  $\phi$ は、0.5センチメートル（コンテナ及びポータブルタンク（内容積が<sup>3</sup>3000リットル以下のものを除く。）に付す標札については、1.25センチメートル）以上とする。ただし、この大きさの標札を付すことが困難となる場合にあつては、この限りでない。

2 ふちの線の太さは2ミリメートル以上とする。）



| 部 | 分 | 色 | 彩 |
|---|---|---|---|
| 地 |   | 白 |   |
| 線 |   | 黒 |   |
| 記 | 号 | 黒 |   |